

(平成21年4月30日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 5 件

## 鹿児島国民年金 事案 507

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から同年6月まで

私は、集金人から納付書をもらい、昭和38年10月に、36年4月から37年3月までの1年分の国民年金保険料を郵便局で納付した。領収証書も所持しており、私には未納期間は無いと思っていた。申立期間の3か月が未納の記録となっていたので、今回、社会保険事務所に当該領収証書を持参したところ、納付の事実は認められたが、当該期間は時効で納付できない期間であったとして、国民年金保険料を還付すると言われた。今さら還付すると言われても納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金保険料の領収証書により、申立人は、申立期間を含む昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料を38年10月に一括納付していることが確認できる。

また、社会保険庁は、納付の事実を認め、当該国民年金保険料を還付するとしており、現在までに当該国民年金保険料が還付された事実は認められないことから、40年以上の長期にわたり国庫歳入金として扱われてきたことは明らかである。

時効により国民年金保険料を納付できないことを理由として、保険料の納付を認めないのは信義則に反することなどの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から49年3月まで

私は、昭和47年6月に会社を退職した後、同年7月に国民年金に加入し、次の会社に就職した49年4月まで、国民年金保険料を納付した。国民年金保険料は、毎月、市役所の窓口で納付していたが、まとめて納付したこともあったかもしれない。申立期間直後の49年4月の分が過誤納として還付されていることから、申立期間のみを納付していないはずはない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、6か月間と比較的短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、平成14年10月からは、付加保険料を納付するなど、納付意識は高かったものと考えられる。

また、社会保険庁の国民年金被保険者台帳により、申立人は、昭和49年4月に厚生年金保険適用事業所に就職したことが確認できる上、申立期間直後の同年4月の国民年金保険料が、平成16年11月に過誤納として還付されていることが確認できることから、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立期間当時、申立人の住所の変更は無いことが確認でき、申立人の生活状況等に大きな変化は無かったものと推認され、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 1 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月から 48 年 3 月まで

町内会の世話人が、アパートに国民年金加入の勧誘に来た際、加入手続を行い、その後は、私自身又は私の妻が、私の国民年金保険料を集金人に納付したり、勤め先で納付していた記憶がある。

また、昭和 48 年 4 月に市役所内に理髪店を開業した際、市役所職員から年金を受給するための納付期間が不足すると言われ、それを満たすために必要な月数を示してもらい、49 年又は 50 年ごろ、申立期間の国民年金保険料として 4、5 万円くらいを 2 回に分けて、支払った記憶があるので、未納のはずはない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「市役所で昭和 48 年に理髪店を開業し、49 年又は 50 年に 2 回くらいに分け、申立期間の国民年金保険料 4、5 万円くらいを納付した。」と述べているが、当該市からの聴取により、申立人が市役所内で理髪店を開業した時期は、昭和 50 年 3 月であることが確認できる上、当該市の国民年金被保険者名簿により、申立人は、同年 12 月 6 日及び 12 月 11 日に申立期間直後の昭和 48 年度から 50 年度までの国民年金保険料を一括納付していることが確認できることから、申立人は、国民年金保険料の納付期間を誤認している可能性がうかがわれる。

また、申立人が、国民年金保険料を一括納付した昭和 50 年 12 月の時点では、申立期間は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、「夫婦一緒に申立期間の国民年金保険料を納付してい

た。」と主張しているが、その元妻についても、申立期間の納付記録は未納となっている。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 鹿児島国民年金 事案 510

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 7 月から 50 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 7 月から 50 年 2 月まで

私の父親が、私の国民年金の加入手続きを行い、その後しばらく私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間については、県外に転居し、私が、転居先の市役所の窓口で国民年金保険料を納付していたことを覚えている。証拠になるようなものは残っておらず、納付金額等も覚えていないが、当時は、親からの仕送りもあり、申立期間の国民年金保険料を、間違いなく納付していたはずである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る社会保険庁の国民年金被保険者台帳により、「45.7.14 45年度不在被保険者」、「50.5 不在判明」の記載が確認できるとともに、当該台帳において、申立期間の住所地を管轄する社会保険事務所への台帳移管の記録が無い上、申立期間当時、申立人が居住していたとする市に、申立人の国民年金被保険者名簿が存在しないことが確認できることから、申立人は、国民年金の住所変更手続きを行わないまま住居地を異動したため、申立期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと推認され、「申立期間の国民年金保険料を市役所の窓口で納付していた。」とする申立てには不自然さが見られる。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 鹿児島国民年金 事案 511

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 47 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 8 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 47 年 5 月まで

国民年金制度が始まり、軍人恩給があっても、国民年金に加入できるとの情報を得て、昭和 36 年 12 月ごろ、集落の区長宅で国民年金の加入手続を行い、その後は、夫婦二人分の国民年金保険料を当該区長に納付してきた。私の妻の国民年金保険料は納付済みとなっているのに、私だけが未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 47 年 6 月に払い出されており、申立人は、同年 6 月に国民年金に任意加入していることが確認できる上、社会保険庁の国民年金被保険者台帳により、同年 5 月の欄に「ここまで不要」と記載されていることが確認できることから、申立人が、国民年金に任意加入した時点では、申立期間は国民年金の未加入期間であり、さかのぼって国民年金保険料を納付することができない期間であったと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和29年8月19日から32年1月1日まで  
年金の受給手続のため社会保険事務所に出向いた際、A社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の脱退手当金が支給されているとの回答を受けた。同社退職時には、会社からミシン1台を支給されただけだった。

私は、昭和32年2月16日に結婚したため、当時のことはよく覚えており、自ら脱退手当金の手続きをした覚えも無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社に係る被保険者名簿において、申立人が記載されているページとその前後のページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和32年1月1日の前後2年以内に資格喪失した者で、同社で2年以上の被保険者期間のある者22名の脱退手当金の支給状況を確認したところ、20名について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち16名が資格喪失日から2か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、社会保険庁の保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、脱退手当金支給の記録が確認でき、支給年月日及び支給金額などの具体的な記載がある上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から1か月後の昭和32年2月5日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいわねえ。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 4 月 21 日から 3 年 9 月 26 日まで  
私は、平成 2 年 4 月に A 社に正社員として入社し、同社の経営悪化で解雇される 3 年 9 月まで勤務していたが、申立期間において事業主の届け出た標準報酬月額が実際の報酬月額よりも低い金額となっている。  
申立期間における給与明細書を添付するので、実際の報酬月額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

申立人は、A 社における平成 2 年 4 月分、同年 6 月分から 3 年 8 月分までの給与明細書を保管しているが、当該給与明細書及び社会保険庁の記録により、同社においては厚生年金保険料の控除は翌月控除であったものと推察されるところ、当該給与明細書において確認できる平成 2 年 5 月及び同年 6 月における報酬月額に見合う標準報酬月額は 16 万円、同様に、同年 7 月から 3 年 2 月までの間における報酬月額に見合う標準報酬月額は 20 万円、同年 3 月から 7 月までの間における報酬月額に見合う標準報酬月額は 22 万円であり、一方、当該給与明細書において確認できる平成 2 年 5 月から同年 9 月までに係る控除された厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は 8 万 6,000 円、同年 10 月から 3 年 7 月までに係る同保険料額に見合う標準報酬月額は 9 万 8,000 円である。なお、申立人の平成 3 年 8 月に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料等はない。

また、社会保険庁の記録により、申立人に係る標準報酬月額については、平成2年4月から同年9月までは9万2,000円、同年10月から3年7月までは9万8,000円と確認できる。

したがって、申立人の標準報酬月額として認定される額は、平成2年4月から同年9月までは8万6,000円であるが、当該額は、社会保険庁で記録されている標準報酬月額が、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額を超えていると認められることから、特例法による保険給付の対象にあたらないため、あつせんは行わない。また、同年10月から3年7月までの標準報酬月額は、9万8,000円であり、当該額は社会保険庁の記録上の標準報酬月額と一致することから、記録を訂正する必要は認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月 21 日から同年 6 月 11 日まで  
厚生年金保険の加入記録について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について、加入期間が無い旨の回答があった。私は、A社が倒産する昭和 62 年 7 月まで勤務しており、同年 7 月分まで給料をもらった。私の給料は毎月定額で、受取額は退職するまで変わらず、事業主からは社会保険の資格喪失に係る話もなかったことから、社会保険料は控除されていたはずである。私が保管する雇用保険受給資格者証から、申立期間において同社に在職していたことが分かる。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の保管する雇用保険受給資格者証により、申立期間について、申立人がA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録において当該事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できる元同僚から聴取したものの、申立てに係る事実を確認できる証言等を得ることはできなかった。

また、当該事業所は既に全喪している上、元事業主から聴取した結果、申立期間当時は資金繰りに追われ、同社が倒産する前に、社員を解雇の上、社会保険に係る資格喪失の手続きを行ったことは記憶しているが、申立人の申立期間における社会保険料を控除していたかは不明であり、当時の資料等も一切保管しておらず、当時の社会保険事務手続及び給与計算を委託していた者へ問い合わせたところ、被保険者資格の喪失後は保険料を控除しなかったとの報告を受けたとしており、申立てに係る事実を確認できる関連資料、証言等を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所の保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間について、申立人に係る加入記録は無く、整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したとは

考え難い。

加えて、申立人については、社会保険庁の記録により、申立期間について、国民年金に加入し、同保険料の納付済み期間であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 10 月 16 日から 52 年 4 月 1 日まで

私の夫は、昭和 51 年 10 月 16 日から 52 年 3 月 31 日まで臨時的任用教員として A 高校に勤務しており、この間、私は、同僚として一緒に働いていた。夫が亡くなった今、たとえ 6 か月間でも精一杯生きていた夫の記録を消したくない。

申立期間について、私の夫が厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

A 高校の保管する辞令交付簿及び申立人の妻が保管する申立人に係る辞令の写し等により、申立人が申立期間において同高校に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立期間において当該事業所に係る臨時的任用教職員であり、厚生年金保険の加入記録のある元同僚 1 名から聴取したものの、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、証言等を得ることはできなかった。

また、当該事業所の事務長から聴取した結果、申立期間に係る関係資料は保存期間の経過に伴いすべて廃棄済みであることから、申立てに係る事実については不明である旨の回答を得ている。

さらに、当該事業所の申立期間当時の社会保険事務担当者は既に死亡していることなどから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる証言等を得ることができない。

加えて、臨時的任用教職員等については、「臨時的任用教職員等の健康保険、厚生年金保険の加入について」(昭和 51 年 7 月 1 日)により、昭和 51 年 7 月 1 日から厚生年金保険に加入することとされており、社会保険事

務所の記録において、当該事業所における厚生年金保険の新規適用日は同年7月1日と確認できるものの、社会保険事務所の保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間について、申立人に係る加入記録は無く、整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年9月1日から35年5月1日まで

私は、A社には、社長から懇願されて昭和34年9月1日から勤め始めた。社長は、社会保険もすぐにかけるからと言っていたのに、入社後からの厚生年金保険の加入記録が無いのはおかしい。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該元同僚から聴取したものの、申立期間において、申立人が、厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる証言等を得ることができなかった。

また、当該事業所に照会した結果、申立期間当時を知る者もおらず、関係資料も保存されていないため、当時の状況は分からない旨の回答を得ている。

さらに、当該事業所については、社会保険事務所の保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、厚生年金保険の新規適用日が昭和35年2月1日と確認できることから、申立期間のうち、34年9月1日から35年1月31日までは同保険の適用事業所ではないことが確認できる。

加えて、当該被保険者名簿により、申立期間について、申立人に係る加入記録は無く、整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い上、申立期間を含む昭和34年ごろから40年まで当該事業所に勤務していたとしている当該元同僚の同社における資格取得日も申立人と同日の昭和35年5月1日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。